

# 「医療再建で国民は幸せに、経済も元気に—医療への公的支出を増やす3つの提案」の参考資料

2009年7月11日  
全国保険医団体連合会理事会

## 1. はじめに

- (1) 麻生政権が08年末に閣議決定した「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」は、社会保障の安定財源は、消費税を主要な財源として確保することを明記した。しかし、社会保障には所得の再配分により不公平を正す機能が必要であり、その原則に反する消費税(注1、2)は、憲法25条、13条、14条に反し、例えそれが社会保障目的税とされたとしても財源には相応しくない。また、消費税率は5%だが、国の税収に占める消費税収の割合は約20%でEUと同水準、税率25%のスウェーデン並みの負担水準になっている。一方で、消費税は大企業の負担が大幅に軽減される税制のため、日本経団連は『御手洗ビジョン』で消費税率を引き上げて、法人実効税率を引き下げるよう求めている。1989～2008年度末までの20年間における消費税収は213兆円で、法人3税の減収分182兆円を補った勘定である。
- (2) 保団連は、消費税増税に頼らない社会保障の安定財源として、主要国と比べて法人税負担・社会保険料事業主負担が低い大企業に社会的責任を果たさせ、大資産家には公平な税負担を求める。すなわち、法人税及び所得税、社会保険料を主財源とする。これに加え、公共事業費や防衛費、特別会計をはじめとした国の歳入・歳出(注3)を抜本的に見直せば、社会保障の安定財源を確保することは十分可能である。
- (3) 社会保障は国民生活を安定させるだけでなく、経済波及効果や雇用誘発効果が高く、内需を拡大し実体経済とりわけ地域経済への貢献度が大きい(注4)。戦後最大の経済危機だからこそ、社会保障拡充政策に転換し、医療・介護をはじめとした社会保障への公的支出を増やすことが必要である。

## 2. 医療への公的支出を増やす基本的な考え方と3つの提案

### (1) 基本的な考え方は、大企業の税と保険料負担を増やして財源創出する

- ①日本の社会保障給付費(対GDP比)を、現在の18.6%からドイツ、フランス並みの28%程度に引き上げれば、社会保障全体で50兆円増、医療でも9兆円の給付費増となる(注5)。
- ②企業の法人税・社会保険料負担の合計額(GDP比・04年)で比較すると、日本の8.0%に対して、ドイツ8.4%、フランス13.9%、スウェーデン14.6%で、日本の企業負担は決して高くない(注6)。
- ③企業の法人税・社会保険料負担を1993年水準の8.7%に戻すだけでも約3兆5000億円の財源を生み出すことができる。

### (2) 第1の提案 事業主負担を増やして保険料収入を増やす

- ①被用者保険加入者を増やし、賃金を引き上げて、保険料収入を増やす。

正規雇用労働者を増やし、賃金を引き上げることによって、被用者保険加入者と保険料算定報酬を増やすことが可能となる(注7、8、9)。

2002年から2007年までに、企業の経常利益はほぼ倍増し、内部留保は6割増となったが、雇用労働者の平均賃金は抑制ないし減少している(注10)。その主因は、正規雇用労働者の割合が減少し、非正規雇用労働者の割合が増加したからである。

**②被用者保険の保険料率は、事業主負担割合を増やして8.2%に引き上げる。**

組合健保の平均保険料率はこの10年間で1%超も低下し、保険料率が協会けんぽの8.2%未満の組合が76.3%を占めている。低下した保険料率を、事業主負担割合を増やして、少なくとも8.2%(協会けんぽ保険料率)に戻すことを提案する(注11、12、13、14)。中小企業には事業所規模による調整や公費負担を行う。

**③保険料は給与収入や所得に応じた負担とする。**

保険料は給与収入、所得に応じた累進制とする。被用者保険は保険料算定の報酬上限を撤廃し、国民健康保険は保険料の応能割を7割に高めた上で、国保料算定の報酬上限(賦課基準)を引き上げることを提案する。あわせて、一定以下所得者の保険料軽減と免除を図る(注15、注16)。

以上①②③を通じて、少なくとも国民医療費の事業主負担を20.2%(2005年度)から25.1%(1992年度)の水準まで戻す。

**(3)第2の提案 法人税課税を先進7カ国並みに高める**

①法人所得税課税の税率は、消費税導入の1989年に法人税率42%から40%に引き下げられ、1999年以降は30%の法人税率となった。さらに大企業は研究開発減税など様々な政策減税を受け、事業税を含めても実際の実効税率は30.7%(経常利益上位100社平均)にしかならず、先進7カ国では低い水準にある。少なくとも消費税導入前の法人税率42%、法人事業税率11%に戻すことを提案する(注17、18、19)。

②資本金1億円以上の利益計上法人の法人税率を42%に戻すだけでも約4兆4000億円の財源創出、連動して地方税で約6000億円の財源創出が可能(注20)。

**(4)第3の提案 所得に応じた所得税課税にする**

①所得税最高税率は、消費税導入の1989年に60%から50%に引き下げられ、2007年以降は40%となった。全納税者4,484万人のうち年間給与額が2000万円超は22万人、0.5%で、1世帯当たりの平均所得金額が2000万円以上の世帯も1.3%にしかすぎない。少なくとも消費税導入前の所得税最高税率60%へ戻し、所得の再配分機能を高めることを提案する(注21、22、23、24)。

②株式配当に係わる分離課税を廃止し、総合所得課税とする。株式配当をすべて総合所得課税にすれば1兆円以上の財源創出が可能(注25、26)。

③資産所得課税の税率を引き上げる(注27)。

**3. 医療への公的支出を増やし、医療再建をめざす**

新たな財源を創出し、医療への公的支出を増やすことで、保団連『緊急提言』の実現をはじめ医療再建に踏み出すことができる。さらに、差額ベッドなど保険外負担を軽減・解消していくことも可能となる。

○先進国一高い患者負担を軽減する。

・患者負担3割を2割に引き下げる(注28)。【財源試算 約1兆円】

・未就学児までの医療費無料化と5~14歳の歯科医療費を無料化する(注29)。【財源

試算 約 1950 億円】

○高すぎる国民健康保険の保険料を引き下げる。

- ・国の負担を国保医療給付費の 43% (国保医療費の 38.5%) から、国保医療費の 45% (1984 年の水準) に戻す(注 30)。【財源試算 約 8400 億円】

○患者負担軽減など医療再建の参考

- ・外来の「窓口負担ゼロ」にする(約 3 兆円、「医療費の窓口負担『ゼロの会』」)
- ・外来の患者負担 3 割を 2 割に引き下げ、70 歳以上は 1 割とする(約 8500 億円、日本医師会の提言)。
- ・高額療養費制度の自己負担限度額を大幅に引き下げる。
- ・後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度を改革する(約 9000 億円)。
- ・大学医学部定員の抜本的増加と教育スタッフの拡充のために、国公立 79 大学の医学部に平均 20 億円の予算を投入する(約 1500 億円)。
- ・緊急対策として、医療事務スタッフを 10 万人増やし(1 人当たり年間 500 万円の賃金で約 5000 億円)、医師、看護師の負担を軽減する。

#### 【参考資料】

注 1) 消費税は、負担能力のない者にまで課税され、所得の低い者ほど高い税負担となる「負担の逆進性」があるため、所得の再配分の機能を弱める。

注 2) 給与収入に対する消費税の負担率は、年収 300 万円の人 は 3.5% であるのに対して、年収 1 億円の人 は 1.1% でしかない。きわめて逆進的な税である。別紙参照(出所)

「わが国における個人所得課税の実効税率」大阪経大論集・第 56 巻第 4 号・2005 年 11 月 藤本清一氏

注 3) 消費税が導入された 1989 年度と 2009 年度の税収(一般会計分)の推移・財務省ホームページより。別紙参照

所得税 89 年度 49.0% →09 年度 43.1%、法人税 89 年度 43.5% →09 年度 29.0%、消費税 89 年度 7.6% →09 年度 27.9%

注 4) 2008 年厚生労働白書は、産業関連表を用いて、医療や介護など社会保障の総波及効果や雇用誘発効果は全産業平均より高いことを指摘し、「有効需要や雇用機会の創出と相まって、経済社会の発展を支える重要なものである」ことを明記した。

「医療、介護にそれぞれ税金(公費) 1 兆円を投入すると」、「50 万人近くの雇用が創出される」日本医師会 2009 年 6 月 10 日 定例記者会見 配布資料より

注 5) 社会保障給付費(対 GDP 比) は、日本は 1993 年 11.8% から、2003 年は 18.6%、ドイツ 28.4%、フランス 29.1% OECD REVENUE STATISTICS 2006 などに基づき兵庫県保険医協会が試算。国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費国際比較基礎データ」などに基づき保団連が試算。別紙参照

注 6) 経済財政諮問会議 07 年 10 月 17 日 会議資料 別紙参照

注 7) 協会けんぽに加入義務があるにもかかわらず未加入の事業所は、統計を取り始めた 05 年度は 6 万 3,539 カ所、07 年度は 14 万 470 カ所で、2 年間で 58.1% も増加(社会保障庁ホームページより)。

- 注 8) 組合健保加入の事業所は、1985 年の 1743 組合・12 万 4668 事業所から、2005 年は 1561 組合・11 万 7195 事業所に減少した(健康保険組合事業年報)。
- 注 9) 被雇用者数に占める社保被保険者数は、1990 年の 87.4%から 2006 年には 77.4%に減少した(労働力調査・「保険と年金の動向」)。別紙参照
- 注 10) 「経済」2009 年 7 月号「株主資本主義と派遣切り」関西大学教授 森岡 孝二氏。別紙参照
- 注 11) 組合健保の平均保険料率は下がり続けている。1996 年 8.394%、2000 年 8.503%、2003 年 7.547%、2005 年 7.396%、2007 年 7.318%。組合健保の保険料率は 10 年間で 1%超も減少し、大企業の社会保険料負担は軽減された(「公法人“協会けんぽ”が動き出す」安達智則編著・東京自治研問題研究所)。  
政管健保、組合健保、共済組合の近年の平均保険料率の推移。保険料を 100 とした場合のサラリーマン本人負担割合の平均(第 27 回社会保障審議会医療保険部会資料・07 年 9 月 20 日開催)。別紙参照
- 注 12) 協会けんぽの保険料率 8.2%未満の組合健保は、1541 組合のうち 1176 組合で 76.3%を占める(健康保険組合事業年報)。別紙参照
- 注 13) 国家公務員共済組合の平均保険料率は 6.434%
- 注 14) 日本の保険料の事業主負担(GDP 比・04 年)は 4.4%、ドイツ(6.9%)やフランス(11.1%)、スウェーデン(11.5%)と比べて格段に低い(OECD REVENUE STATISTICS 2006)。
- 注 15) 日本医師会の試算では、①報酬上限の撤廃で、被用者保険は約 2000 億円増、国民健康保険では最低でも 2000 億円増。保険料率を協会けんぽの 8.2%に引き上げると約 1 兆円の保険料増。別紙参照
- 注 16) 東京都練馬区の後期高齢者保険料の場合(池尻成二の区政データボックス)別紙参照
- 注 17) 月刊保団連 2009 年 5 月号「日本の法人実効税率のごまかし」税理士 菅 隆徳氏。別紙参照
- 注 18) 法人所得課税の実効税率は、イギリス(ロンドン)30.00%、フランス(パリ)33.33%、ドイツ(デュッセルドルフ)39.90%、アメリカ(ロサンゼルス)40.75%に対して、日本(東京)は 40.69%。別紙参照  
(出所)神奈川県地方税制等研究会ワーキンググループ報告書・2007 年 6 月「地方財源の充実と地方法人課税 第 8 章法人課税の負担水準に関する国際比較について」神奈川県総務部税制企画担当課長 井立 雅之氏  
大企業のうち経常利益上位 100 社平均の実効税率では 30.7%(06 年 3 月期)で、イギリス並みの低い水準にある。  
(出所)月刊保団連 2009 年 5 月号「日本の法人実効税率のごまかし」税理士 菅 隆徳氏
- 注 19) 1980 年を基準年として 2004 年までの法人所得課税負担額は、日本の 1.37 倍に対して、アメリカ 3.29 倍、イギリス 5.01 倍、ドイツ 2.21 倍、フランス 5.00 倍で、日本の企業負担の伸びは最も小さい。別紙参照  
上場企業の株式配当所得課税についても、法人株主は税率 7%、個人株主は税率 10%。
- 注 20) 自治労連「大企業・大資産家に応分の負担を求める Q&A」2009 年 2 月。別紙参照
- 注 21) 国税庁「民間給与実態統計調査」2006 年分の「給与階級別分布」。別紙参照
- 注 22) 厚生労働省「国民生活基礎調査」2008 年の「所得金額階級別世帯数の相対度分布」。別紙参照
- 注 23) 所得の再配分機能は消費税より社会保険料が高くさらに所得税が高い。所得のすべ

てを総合して課税対象とし、超過累進税率で課税する総合所得課税にしているからである。しかし、特別の軽減免除措置により所得課税ベースが縮小されない、総合課税対象外に置かれず、所得捕捉が十分に行われる、多段階の超過累進税率であるなどの総合所得課税の前提が崩され、所得の再配分機能は著しく低下している。

(出所)

「わが国における個人所得課税の実効税率」大阪経大論集・第 56 巻第 4 号・2005 年 11 月 藤本清一氏

注 24) 所得税は財源調達機能を果たしているが、この機能も後退しつつある。主因は所得の課税ベースの縮小であり、超過累進税率の極端な緩和、最高税率の引き下げである。(出所)

「わが国における個人所得課税の実効税率」大阪経大論集・第 56 巻第 4 号・2005 年 11 月 藤本清一氏

注 25) 株売買や配当所得課税税率は、日本は 2003 年から 2008 年は 20%から 10%に軽減、フランス 29%、アメリカ 25%

注 26) 自治労連「大企業・大資産家に応分の負担を求める Q & A」2009 年 2 月 (別紙参照)

注 27) 利子所得や配当所得などの資産所得は、家計調査や税務統計からみても高所得階層ほど多く有している。分離課税対象となる譲渡所得は 1500 万円超の階層に占める割合が 80%である。資産所得や分離課税対象所得を多く有する大資産家ほど特別措置の恩恵をより多く受けており、税負担に不公平が生じている。土地・建物の長期譲渡所得の税率は 15%で、土地取引を毎年のように行う資産家には税率軽減になる。

注 28～注 30) 別紙参照。

## 【参考文献の要旨】

### 1. 法人所得課税の実態

#### (1) 法人所得課税の実効税率

法人所得課税の実効税率は、イギリス(ロンドン)30.00%、フランス(パリ)33.33%、ドイツ(デュッセルドルフ)39.90%、アメリカ(ロサンゼルス)40.75%に対して、日本(標準税率)は 39.54%とアメリカ並みだが、大企業のうち経常利益上位 100 社平均の実効税率では 30.7%(06 年 3 月期)で、イギリス並みに低い水準である。

多くの大企業は、「政府の政策減税の効果がかなり効いていて、研究開発減税だけでも相当な影響がある。また、国際展開している企業は、税金の低い国でかなりの事業活動を行っており、全世界所得に対する実効税率はそれほど高くない」(日本経団連の経済第二本部長の阿部泰久氏；『国際税制研究』180 号、清文社)というのが実態である。

#### (2) 法人所得課税負担

法人実効税率が拮抗していた 1980 年を基準年とし、2004 年までの法人所得課税の負担額の推移をみると、日本は法人所得課税に係わる税金は 1.37 倍となっているが、アメリカ 3.29 倍、イギリス 5.01 倍、ドイツ 2.21 倍、フランス 5.00 倍と比較すると、負担の伸びは最も小さかった。

#### (3) GDP の伸びに対する法人所得課税負担

GDP の伸びに対する法人所得課税に係わる税金の伸びの割合は、日本 0.68 に対して、アメリカ 0.78、イギリス 0.99、ドイツ 0.76、フランス 1.34 となっている。

これに対して、租税負担全体の伸びは 2.10 倍、GDP の伸び 2.02 倍であり、法人所

得課税に係わる税収の伸び1.37倍はかなり小さい。

80年以降の4半世紀において、日本の法人所得課税への負担は、他の先進諸国と比較して最も軽減が図られてきたといえる。

#### (4) 法人所得課税負担と社会保険料負担

法人所得課税と社会保険料事業主負担に不動産等の課税を加えた合計の割合(対GDP比)で比較すると、日本9.4%に対して、イギリス8.3%、フランス15.8%、ドイツ9.2%、アメリカ7.2%である。

日本の法人所得課税の実効税率が、前述のように主要先進国と比較して高いからといって、必ずしも法人が負担する租税・社会保険料負担が重いことにはならない。

地方自治体の企業課税や不動産課税、社会保険料の事業主負担、民間医療保険料の負担などの項目で国際比較すると、主要先進国の中では、日本の租税・社会保険料負担はむしろ低いといえる。

#### (5) 日本の企業の経常利益は倍増

財務省の「法人企業統計調査」(資本金1000万円以上)によれば、企業の経常利益(全産業)は、2002年の33.3兆円から2007年の60.5兆円にほぼ倍増している。利潤が大幅に増大したのは、賃金の抑制ないし減少によるものである。

2008年版労働経済白書によれば、雇用労働者1人当たりの現金給与総額(月額)は、2002年度平均の34万3500円から2007年度平均の33万300円に1万3200円も低下している。主因は、正規雇用労働者の割合が減少し、非正規雇用労働者の割合が増加(00年26%→06年33.2%)したからである。

#### (6) 日本の企業の内部留保は6割増

財務省の「法人企業統計調査」によれば、大企業(資本金10億円以上)の利益剰余金(内部留保)は、2002年度から2007年度の間、全産業(金融保険業を除く)では、84兆6578億円から135兆6704億円に増えた。

2002年を100としたときの2007年の平均給与(従業員1人当たり)は104であるのに対して、福利厚生費は76である。国税庁の「民間給与実態統計調査」によれば同じ期間に平均給与は100から94に下がっている。

2007年版経済財政白書は、「配当や役員報酬が増加する一方で、従業員給与が横ばいとなっている」と指摘。2002年から2007年においては、配当、内部留保および役員報酬が増大した結果、労働分配率は低下した。

#### 【出所】

○神奈川県地方税制等研究会ワーキンググループ報告書・2007年6月

「地方財源の充実と地方法人課税 第8章法人課税の負担水準に関する国際比較について」神奈川県総務部税制企画担当課長 井立 雅之氏

○月刊保団連2009年5月号「日本の法人実効税率のごまかし」税理士 菅 隆徳氏

○「経済」2009年7月号「日本経済の急速な悪化をどうみるか」中央大学名誉教授 鶴田 満彦氏

○「経済」2009年7月号「株主資本主義と派遣切り」関西大学教授 森岡 孝二氏

## 2. 個人所得課税の実態

(1) OECD29カ国中22カ国では、中央政府の課す個人所得税とは別に、所得に対する税がある。また、法定税率が高い国でも、各種控除を受けるため、実効税率は低くなっ

ている。したがって、中央政府の課す個人所得税の最高税率だけを比較するのではなく、個人所得に対するすべての税の総合税率を比較する必要がある。

## (2) 所得格差の拡大

低所得者と高所得者の格差が広がってきている。この格差は、賃金格差の拡大だけでなく、非正規雇用の増大が原因である。02年の正規雇用者の割合は63.1%で、82年の77.8%に比べて14.7ポイントも下回っている。

国税庁「民間給与の実態」(03年分)によれば、給与収入2,000万円以上の人約20万人(全納税者の0.5%)が、給与所得者の全所得税額の14.8%を占め、給与収入400万円以下の人約1,700万人(47.3%)が給与所得者の全所得税額の14.9%を占めている。

給与収入に対する税負担率(実効税率)は、全所得者の90%超が2~3%であるか税額のない者で、2,000万円以上の給与所得者でも税負担率は12.3%である。

## (3) 消費税負担率の逆進性

勤労世帯の収入に対する消費税負担率は、361万円未満の世帯で3.4%であるのに対して、1,137万円以上の世帯では2.2%で、その差は1.2ポイントしかなく、低所得者層は高所得者層の1.5倍の消費税負担となっている。

給与収入に対する消費税の負担率は、年収300万円の人の消費税負担率は3.5%であるのに対して、申告所得金が1億円の人の消費税負担率は1.1%でしかなく、逆進的な税であることがよくわかる。

## (4) 不公平な資産所得課税

利子所得や配当所得などの資産所得は、家計調査や税務統計からみても所得の高い階層ほど多く有している。また、分離課税対象となる譲渡所得は1,500万円超の階層に占める割合が80%である。すなわち、資産所得や分離課税対象所得を多く有する富裕層ほど特別措置の恩恵をより多く受けており、税負担に不公平が生じている。

## (5) 所得税の特徴の一つは所得の再配分機能である。したがって、所得のすべてを課税対象とし、それを総合して超過累進税率を適用して課税する総合所得課税が原則となる。

①特別の軽減免除措置により所得の課税ベースが縮小されない、②総合課税の対象外に置かれない、③所得の捕捉が十分に行われる、④多段階の超過累進税率である、などが前提となる。しかし、これが崩され所得の再配分機能は著しく低下している。

## (6) また、所得税は財源調達機能を果たしているが、この機能も後退しつつある。主因は所得の課税ベースの縮小であり、超過累進税率の極端な緩和、最高税率の引き下げである。①資産所得は本来担税力が高いこと、②高所得者層が低所得者層に比べてより多くの資産所得を得ていること、③所得格差が拡大していることなどから、わが国の所得税の実質的な累進税率はさらに緩和され、所得再配分機能を弱め、課税の不公平を拡大することになる。

## (7) 所得税の最高税率引き下げによる減税額は、消費税導入の1989年以降2004年までの累計で22兆3369億円(富山泰一税理士の試算)という膨大な額になり、確定申告者だけでみた割合でも0.03%というごく限られた階層への恩恵となっている。収入の二極化の一方の側(高額所得者)への負担の減少は、財務省総合政策研究所の報告書でも「最高税率の引き下げが格差を拡大している」と指摘されており、所得の再配分を損なっている。

### 【出所】

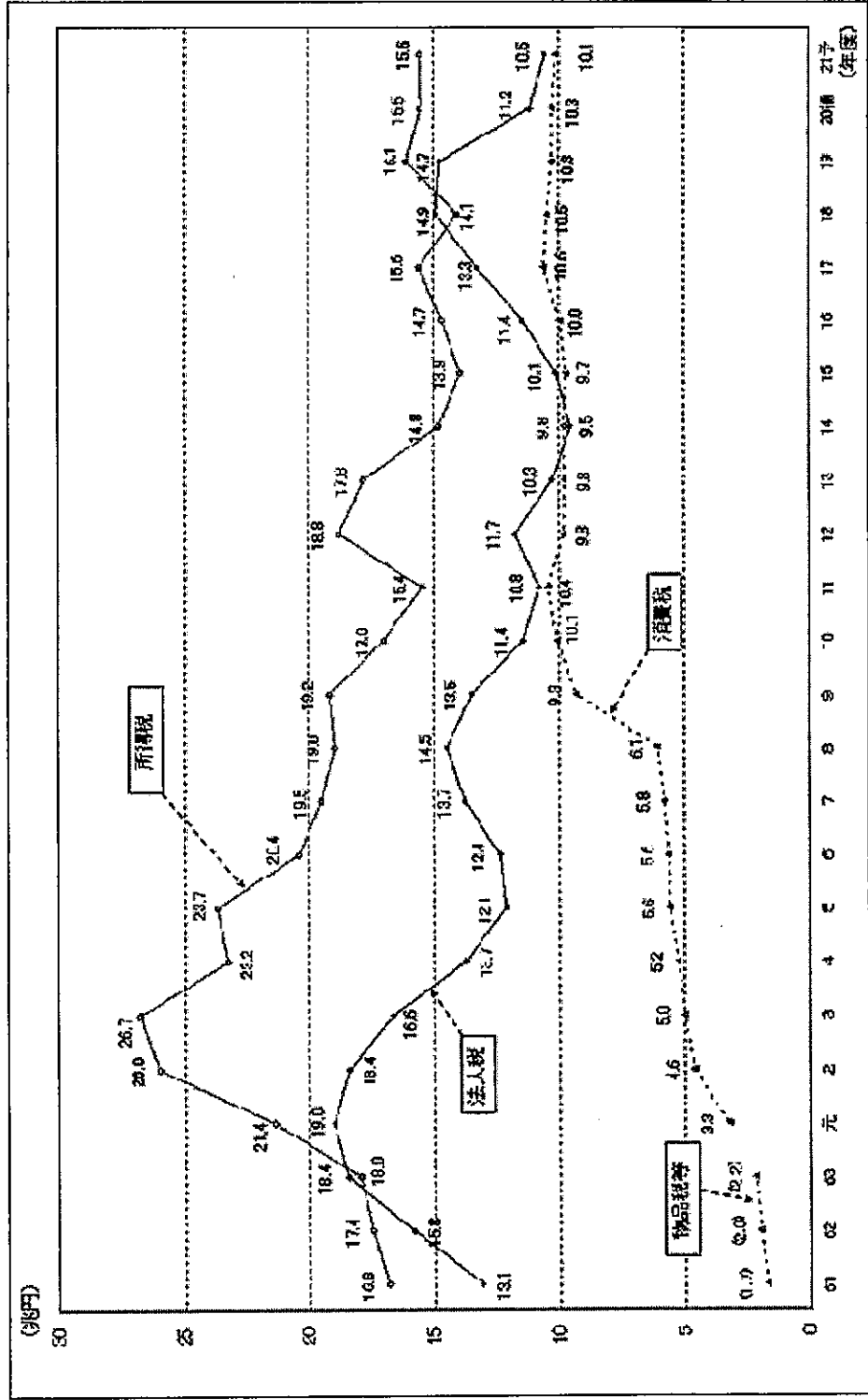
○「わが国における個人所得課税の実効税率」大阪経大論集・第56巻第4号・2005年11月 藤本清一氏

○「消費税によらない豊かな国ニッポンへの道」不公平な税制をたたす会事務局長・税理士 富山 泰一氏

注2: 給与収入(又は合計所得金額)に対する所得税、個人住民税、消費税の税負担率  
 (大雑把な推計、成15年度ベース) 出所(くわが国)における個人所得課税の実効税率(大塚経大論集・  
 第56巻第4号・2005年11月 藤本清一氏)

給与収入(又は合計所得金額 区分)	租税負担率		
	所得税	個人住民税	消費税
300万円	—	0.3	3.5
500	1.9	1.3	2.9
700	3.0	2.4	2.7
1,000	5.5	4.0	2.5
2,412	21.3	9.3	2.1
9,799	25.8	10.0	1.1
			計
			3.8
			6.1
			8.1
			12.0
			32.7
			36.9

注3: 主要税目の税収(一般会計分)の推移 (出所: 財務省HP 「各種税金の資料」より)



(注) 19年度以前は決算額、20年度は補正後予算額、21年度は予算額である。

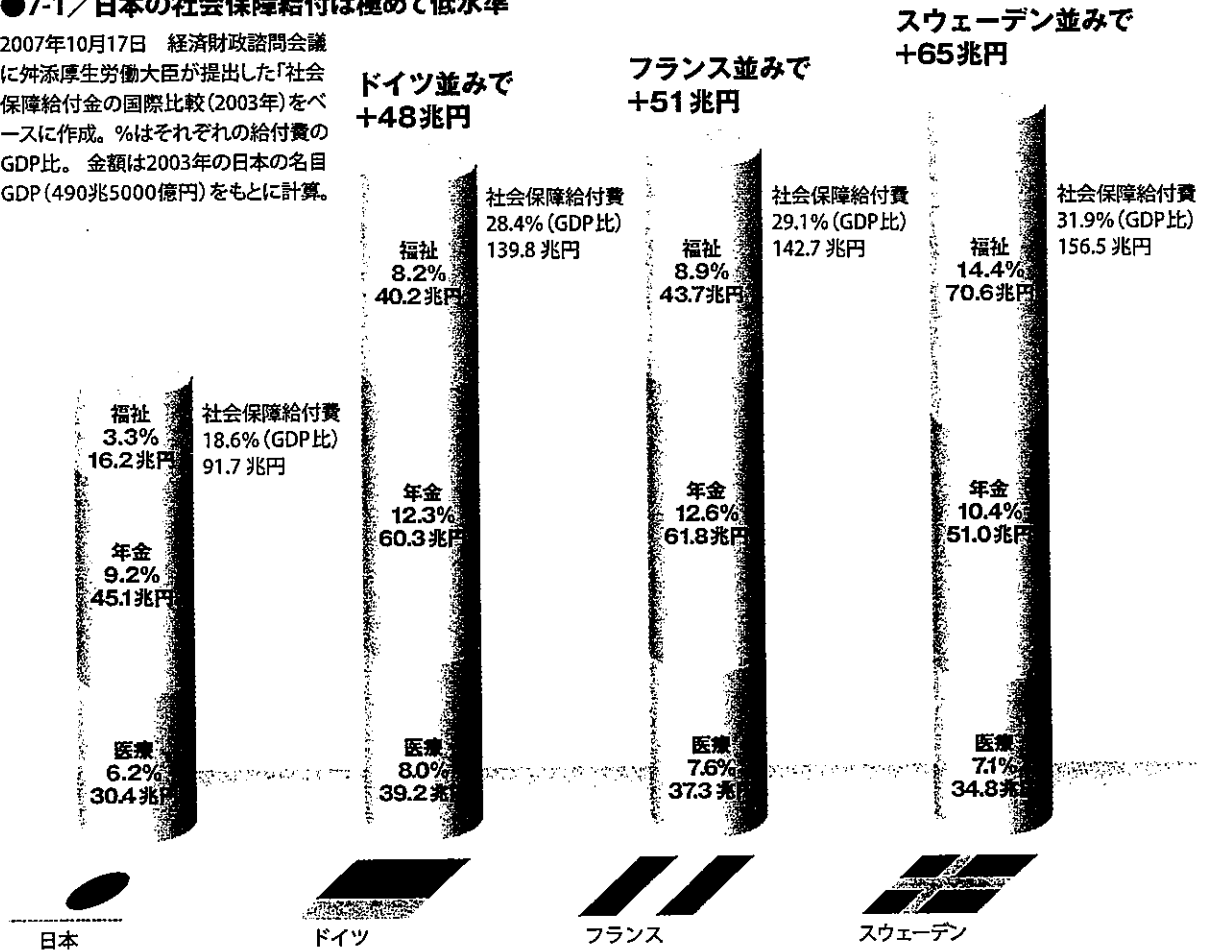


注5-1

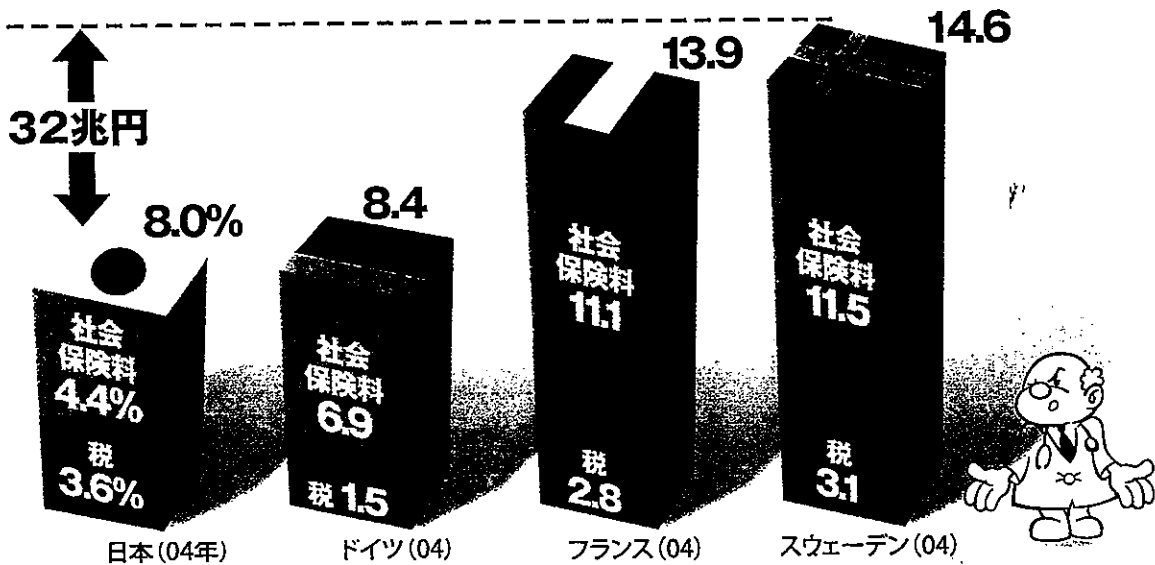
(OECD REVENUE STATISTICS 2006 などにに基づき兵庫県保険医協会が試算)

●7-1/日本の社会保障給付は極めて低水準

2007年10月17日 経済財政諮問会議  
に舛添厚生労働大臣が提出した「社会  
保障給付金の国際比較(2003年)をベ  
ースに作成。%はそれぞれの給付費の  
GDP比。金額は2003年の日本の名目  
GDP(490兆5000億円)をもとに計算。



●7-2/日本の企業負担は低い 民間企業の税・社会保険料負担の対GDP比



大企業に応分の負担を...ヨーロッパの仕組みを参考に 20

## 注5-2: 社会保障還元率 (社会保障負担を社会保障料で計算)

(保団連政策部作成)

	日本(億円) 2006年	日本(億円) 1993年(H5)	スウェーデン(百万 クローネ) 1993年	ドイツ(百万マル ク)1993年	イギリス(百万ポ ンド)1993年	フランス(百万フ ラン)1993年	アメリカ(百万ドル) 1992年
A 社会保障料 (被保険者と事業主)	562,016	434,192	241,719	581,730	51,479	1,643,958	552,720
B 租税(国税+地方税)	906,231	907,055	526,812	749,119	172,860	1,429,632	1,213,560
C 社会保障給付費	891,098	567,980	557,135	799,688	132,646	1,973,922	906,195
D A+B	1,468,247	1,341,247	768,531	1,330,849	224,339	3,073,590	1,766,280
社会保障還元率 (C÷D)	60.7%	42.3%	72.5%	60.1%	59.1%	64.2%	51.3%

■ 社会保障料と、社会保障給付費、社会保障財源: 国立社会保障・人口問題研究所(平成18年度社会保障給付費)。同研究所HP「社会保障費用比較基礎データ」より

■ 租税: 93年の日本、、ドイツ、イギリス、フランス、アメリカの租税額は、財務省「財政金融統計月報」1995年4月号「租税」より(日本の06年の租税は08年4月号同月報)。スウェーデンは、1993年の国立社会保障・人口問題研究所のHP「社会保障費用比較基礎データ」の国民所得に対する租税負担率より計算。

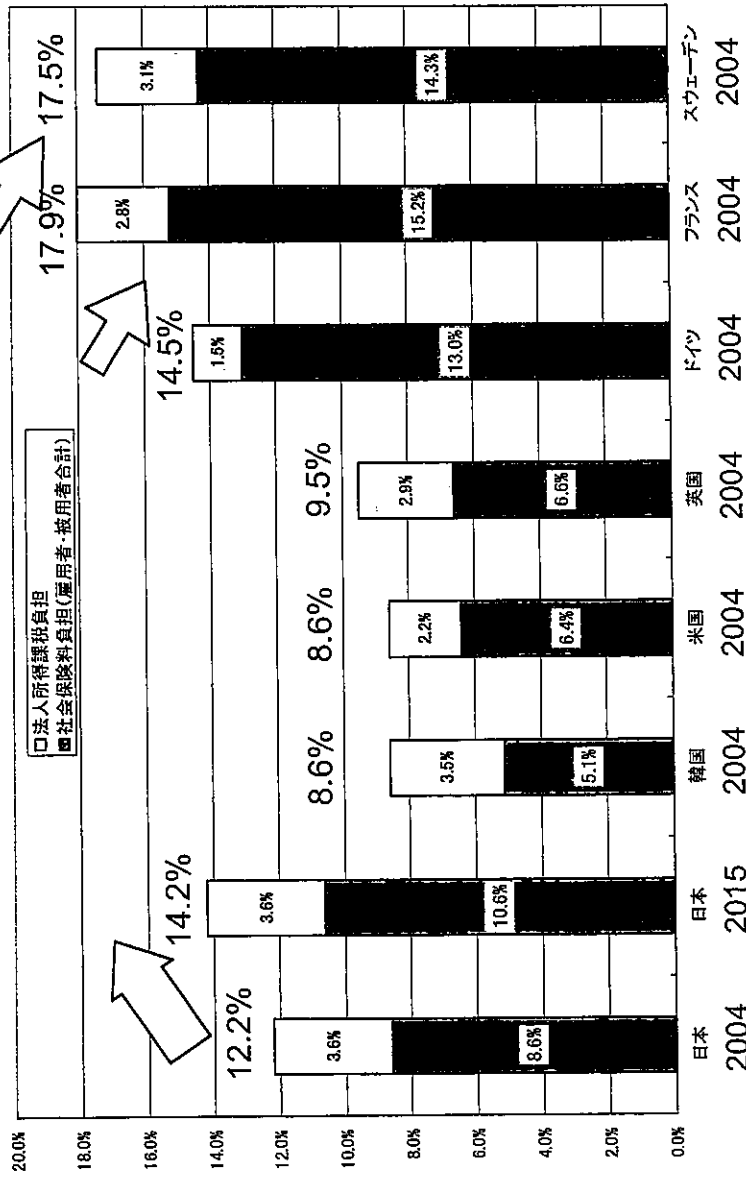
# 法人所得課税と社会保険料を併せた負担

○法人所得課税と社会保険料を併せた負担は、ドイツ、フランス、スウェーデンより低いものの、

米国、英国、韓国より高い。

(注1) 社会保険料は、企業の直接負担(雇用者負担)と、給与の支払いを通じ間接的に負担するもの(被用者負担)を合計したもの。  
 (注2) 法人所得課税は法人が稼得した所得に対する負担。社会保険料は賃金に対する負担であり、両者は性格が異なることに注意。

法人所得税と社会保険料負担の国際比較(対GDP比)



【ドイツ】  
 ドイツ政府は、2007年1月から失業保険料の労使負担率を6.5%から4.2%に引き下げた。

【フランス】  
 サルコジ大統領は、大統領選に際し、週35時間労働の見直しや、残業代割増率の上昇、及びこれにかかる所得税や社会保障関連の企業負担軽減を掲げていた。

(社会保険料内訳)

雇用者負担:	4.4%	5.3%	2.1%	3.4%	3.8%	6.9%	11.1%	11.5%
被用者負担:	4.2%	5.3%	3.0%	3.0%	2.9%	6.1%	4.1%	2.8%

(出所) 総務省「OECD Revenue Statistics」、厚生労働省「社会保険の給付と負担の見直し(平成18年5月)」、厚労省「OECD Revenue Statistics」(平成18年5月)のデータを基に作成したものである。

2. 日本の2015年度の社会保険料被用者・事業主負担については、厚生労働省「社会保険の給付と負担の見直し(平成18年5月)」の2015年度の保険料負担(対GDP比)に、OECD「Revenue Statistics」における直近の社会保険料の被用者・事業主負担割合をかけたもの。

3. アメリカでは、民間医療保険が主であり、法定福利費は低い。法定福利費が高くなっているため、企業の実質的な負担は見かけより大きい。

先進諸国における企業(事業)の租税・社会保険料負担の比較

区分(単位)	日本 (10億円)	アメリカ (100万ドル)	イギリス (100万ポンド)	ドイツ (100万ユーロ)	イタリア (100万ユーロ)	フランス (100万ユーロ)
GDP	496,229	11,679,000	1,165,000	2,216,000	1,389,000	1,659,000
法人所得課税	18,651 法人事業税含む	258,879	33,979	34,642 営業税含む	39,201	45,758
企業課税	法人事業税 (4,123) 個人事業税 216 (0.0)			営業税(法人分) (17,415) 営業税(個人分) 10,958 0.5	生産活動税 31,690 2.3	職業税 19,560 その他 5,469 0.3
ア+イ	18,867	258,879	33,979	45,600	70,891	70,787
社会保険料事業主負担	22,468	397,280	43,586	152,530	120,688	182,731
ア+イ+ウ	41,335	656,159	77,565	198,130	191,579	253,518
租税総額(100万ドル)	1,211,132 <sup>②</sup>	2,982,699 <sup>①</sup>	767,780 <sup>⑤</sup>	954,873 <sup>③</sup>	709,208 <sup>⑥</sup>	894,332 <sup>④</sup>

備考 1 「REVENUE STATISTICS 1965-2005 (OECD2006)」から「2004年」の数値を参照した。

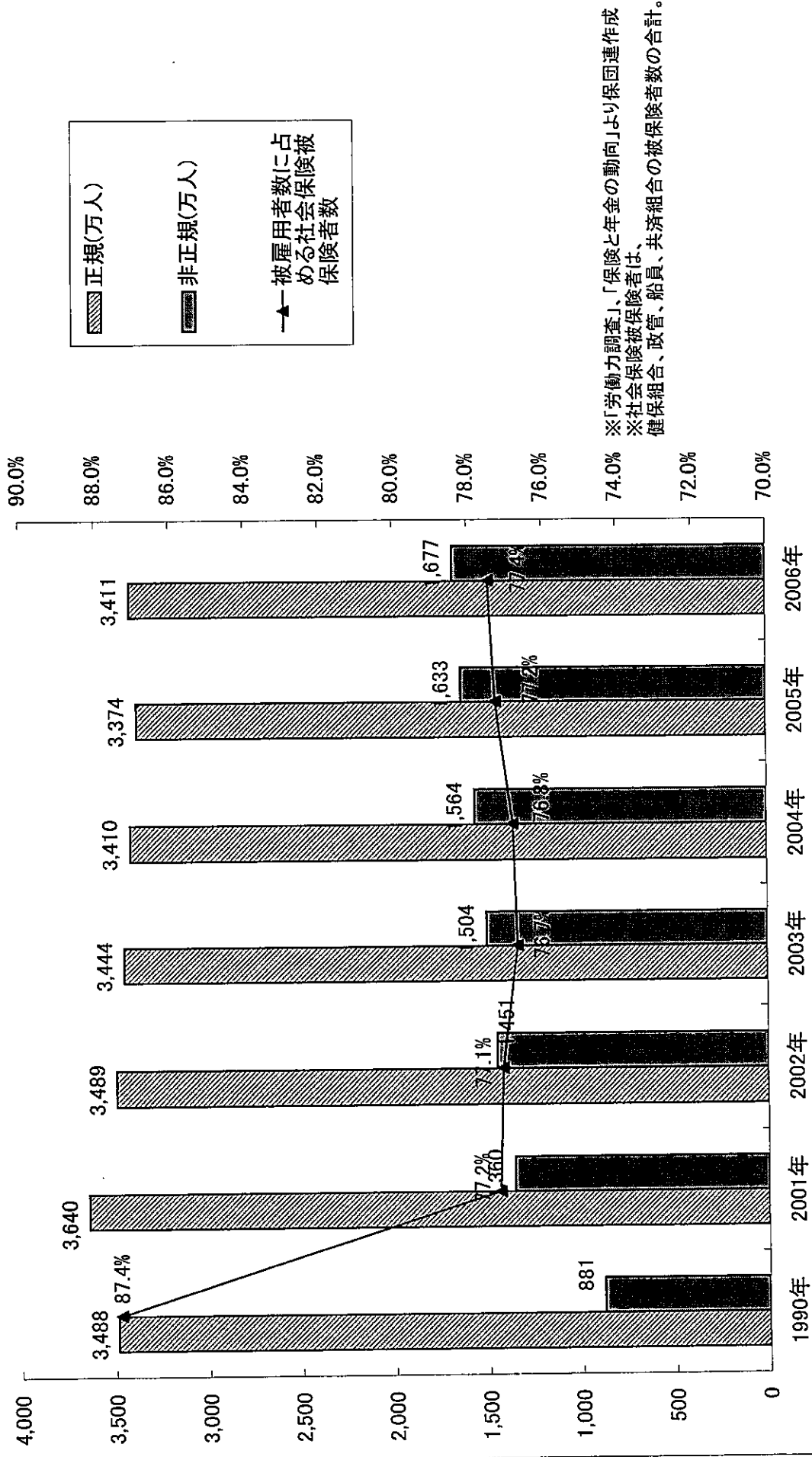
2 各国の右欄には、対GDP比を記載した。

3 租税総額は、各国の租税総額をドル換算で記載した。なお、○数字は、OECD加盟国内の順位であり、6カ国でOECD加盟国(30カ国)の租税総額の7割を超える(72.7%)。

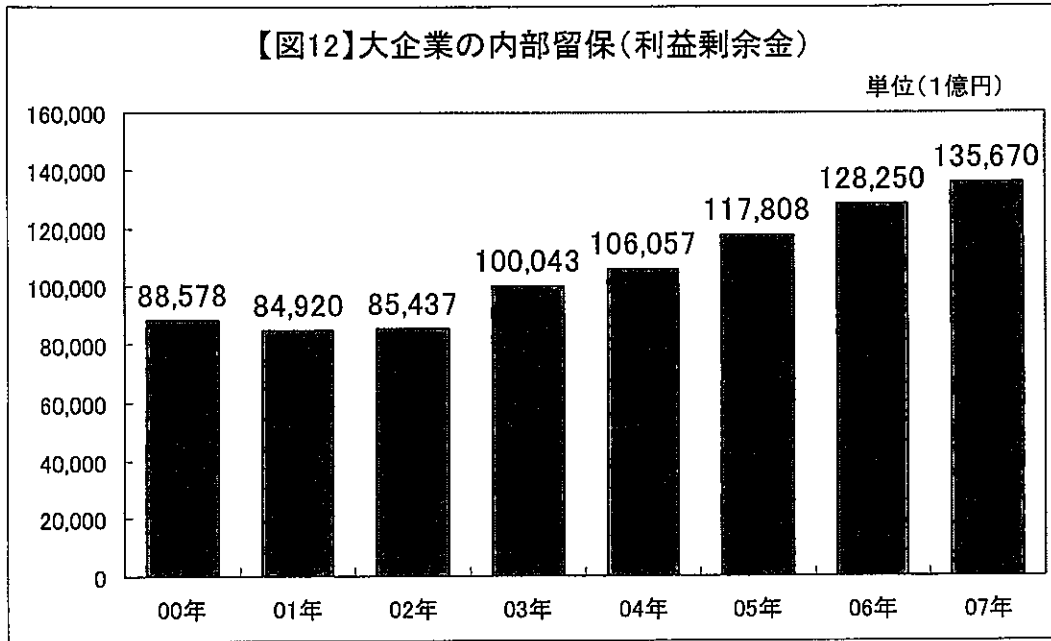
井立雅之氏作成

注9  
万人

被雇用者数に占める社会保険被保険者の割合

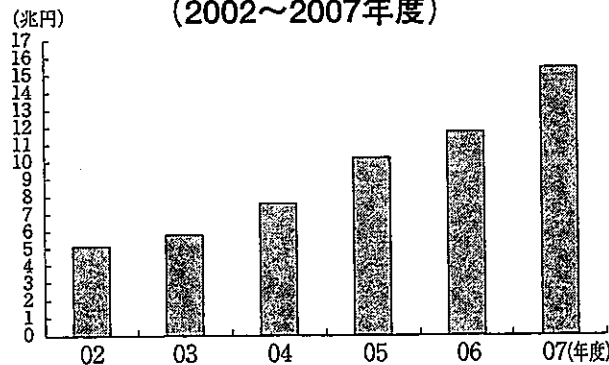


※「労働力調査」、「保険と年金の動向」より保団連作成  
 ※社会保険被保険者は、健保組合、政管、船員、共済組合の被保険者数の合計。



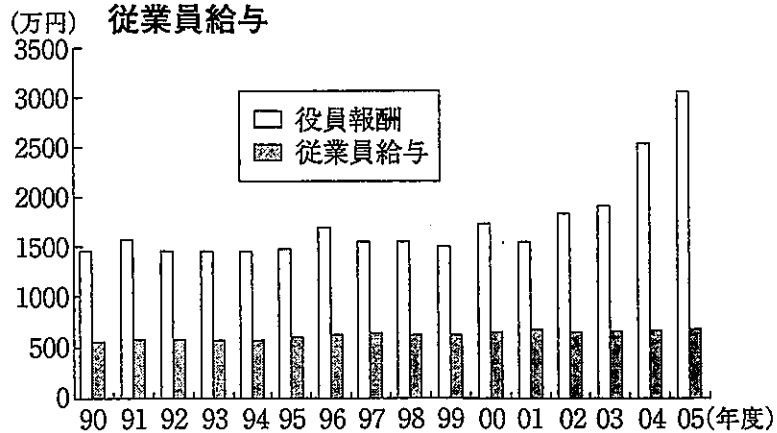
財務省「法人企業統計調査」より保団連作成。  
 資本金1億円以上の企業を大企業とした。なお、全産業は金融保険業を除く。  
 (保団連「2010年度診療報酬改定に対する医科歯科診療報酬改定要求」)

**図3 法人企業の支払配当の推移  
(2002~2007年度)**



(出所) 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」各年版。

**図5 製造業大企業における一人当たりの役員報酬と  
従業員給与**



(注) 役員報酬は役員賞与を含み、従業員給与は従業員賞与を含む。

(出所) 図3に同じ。

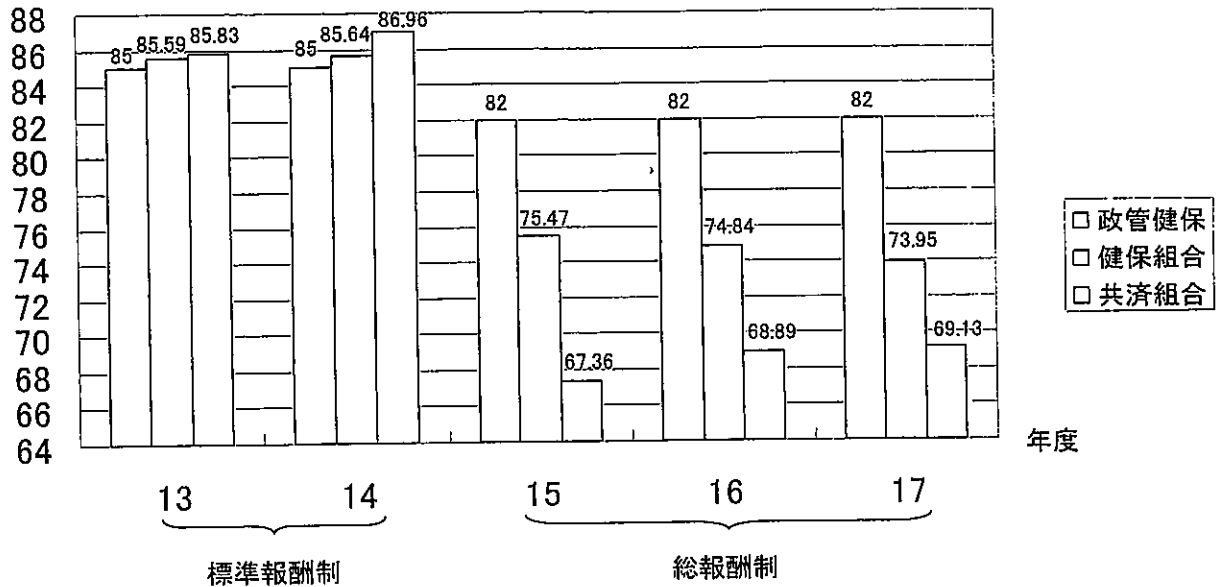
(「経済」7月号 森岡孝二 関西大学教授)

4 保険料率の格差

したがって、近年、健保組合全体の平均保険料率と、政管健保の保険料率との格差は拡大。

(%)

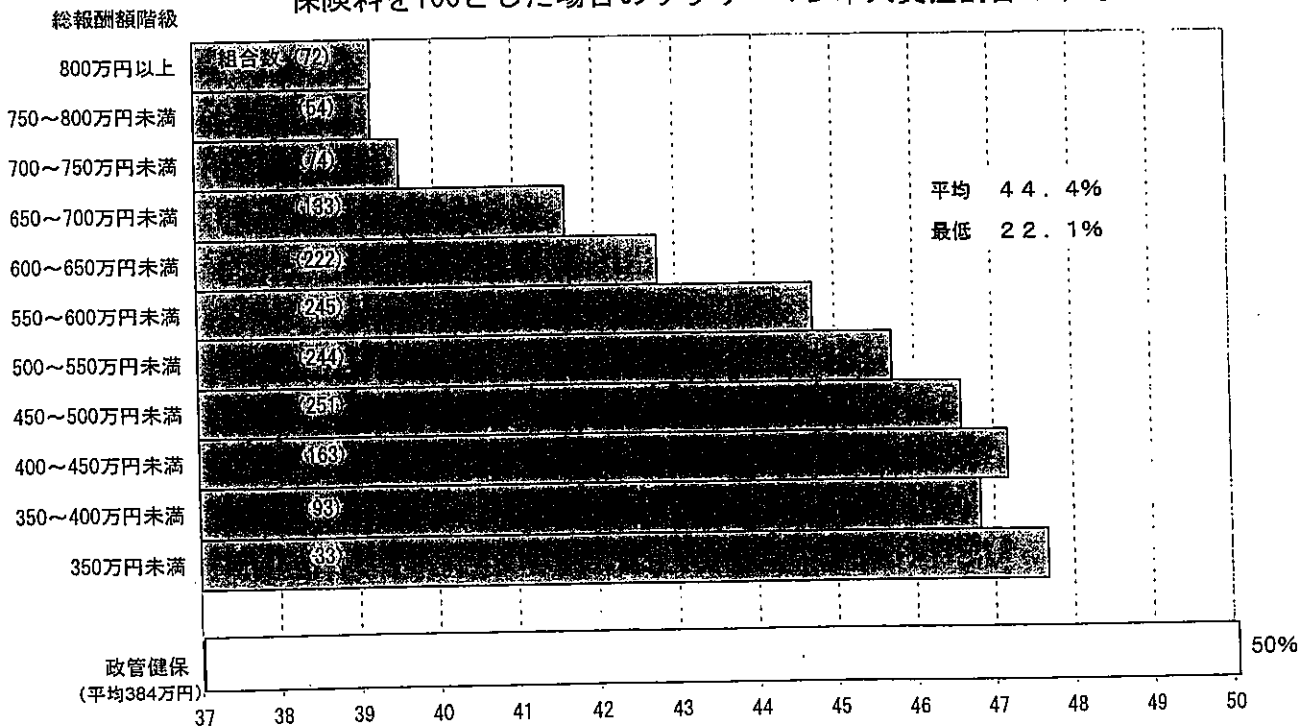
近年の平均保険料率の推移



6 本人負担の割合

報酬が高い大企業の健保組合ほど、サラリーマン本人負担割合は低く、格差はさらに大きくなる。

保険料を100とした場合のサラリーマン本人負担割合の平均



(注) 保険料率には調整保険料率を含まない(平成16年度決算)。

# 注12

## 5. 保険料率

### (1) 保険料率

平成19年2月末の平均保険料率（調整保険料率を含む）は73.18%と、前年2月末より0.78%低下した。過去5年間の保険料率の推移をみると、80%未満の組合は、平成14年度は240組合であったが、4年後の平成18年度は1,038組合で、798組合増加している。これに対し、85%

以上90%未満の組合は423組合から136組合、90%以上の組合も598組合から61組合と減少している〔I-8表参照〕。

また、平成14年度に政管健保の保険料率（85%）を超える料率を設定していた組合は896組合（全組合の53.5%）であったが、平成18年度（82%）は266組合（全組合の17.3%）となっている〔I-8表参照〕。

I-8表 過去5年間の保険料率別組合数の推移

保険料率 (%)	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	組合数	対前年増減	組合数	対前年増減	組合数	対前年増減	組合数	対前年増減	組合数	対前年増減
60以下	16	9	177	161	197	20	204	7	210	6
60超65未満	8	0	99	91	100	1	109	9	107	-2
65	6	0	24	18	21	-3	25	4	27	2
65超70未満	16	5	146	130	130	-16	141	11	169	28
70	26	-4	72	46	74	2	68	-6	78	10
70超75未満	46	-4	161	115	173	12	194	21	195	1
75	25	-1	41	16	37	-4	43	6	52	9
75超80未満	97	-18	202	105	200	-2	205	5	200	-5
80	109	3	105	-4	110	5	103	-7	97	-6
80超82未満	26	-4	51	25	43	-8	41	-2	41	0
82	78	-13	110	32	112	2	105	-7	99	-6
82超83未満	3	-1	7	4	6	-1	6	0	3	-3
83	67	-1	29	-38	30	1	22	-8	17	-5
83超85未満	130	-11	55	-75	54	-1	53	-1	49	-4
85	125	-3	45	-80	40	-5	34	-6	32	-2
85超90未満	298	-18	164	-134	143	-21	126	-17	104	-22
90	194	-19	38	-156	31	-7	23	-8	18	-5
90超95未満	179	15	51	-128	50	-1	33	-17	24	-9
95	148	4	27	-121	20	-7	15	-5	9	-6
95超	77	13	18	-59	13	-5	11	-2	10	-1
計	1,674	-48	1,622	-52	1,584	-38	1,561	-23	1,541	-20
政管超	896	-5	434	-462	387	-47	323	-64	266	-57
政管料率	85		82		82		82		82	

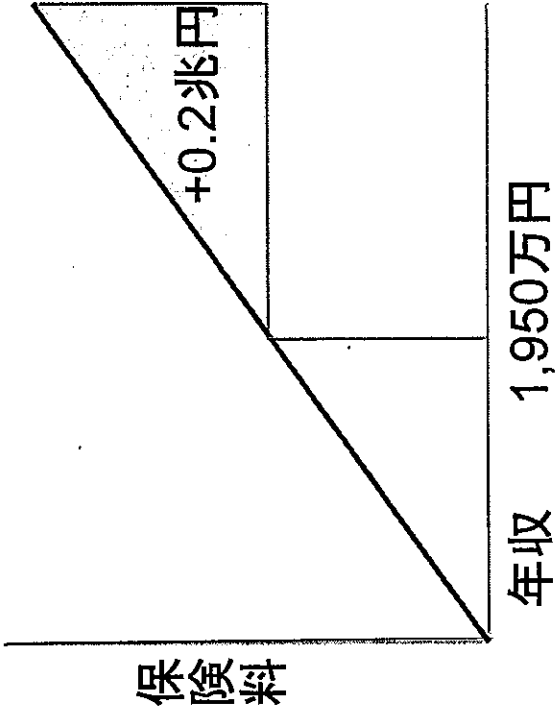
(注)1. 上記表で政管超とあるのは、それぞれの年度の政管健保の保険料率を超える組合である。  
2. 保険料率には、調整保険料率が含まれる。



保険料上限の見直し(被用者保険の例)

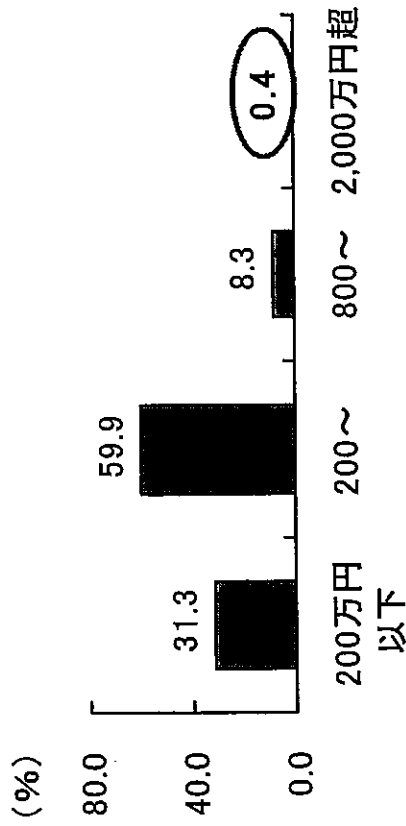
年収1,950万円以上は保険料一定

保険料を完全に年収に比例させると



被用者保険 約0.2兆円増収

給与所得者 給与階級別人数の比率



\*国税庁「平成19年 民間給与実態統計調査」

国保も、所得500万円台の後半で、おおむね保険料賦課課限度額に。  
 国保も所得比例にすれば、全体で0.4兆円以上の増収。

保険料率の公平化

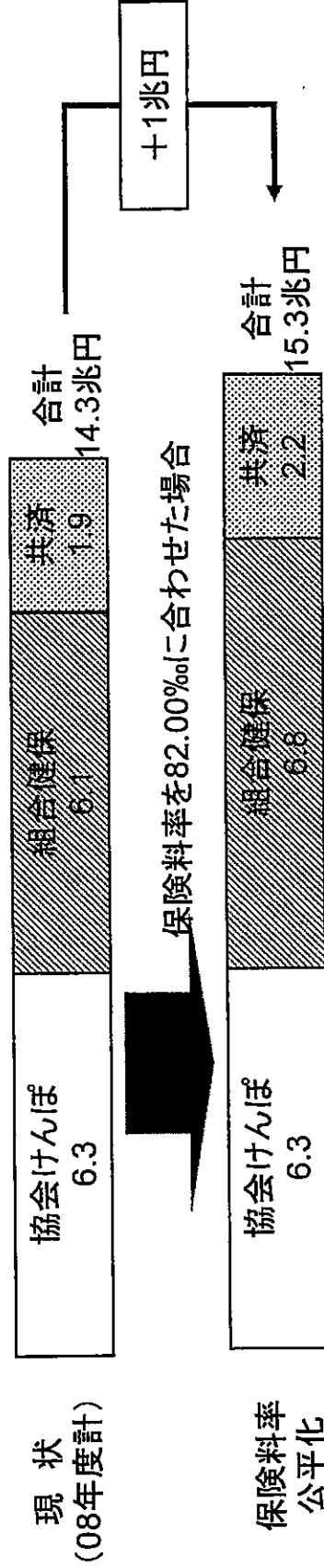
協会けんぽの平均標準報酬月額が284.9千円ともっとも低いが、保険料率は82.00(%)ともっとも高い。組合健保の保険料率の平均は73.90(%)、国家公務員共済組合では、平均標準報酬月額415.4千円、保険料率は64.34(%)である。

日本医師会は、被用者保険の保険料率を82.00(%)にすることを提案する。その場合の保険料増収効果は、約1兆円と試算される。

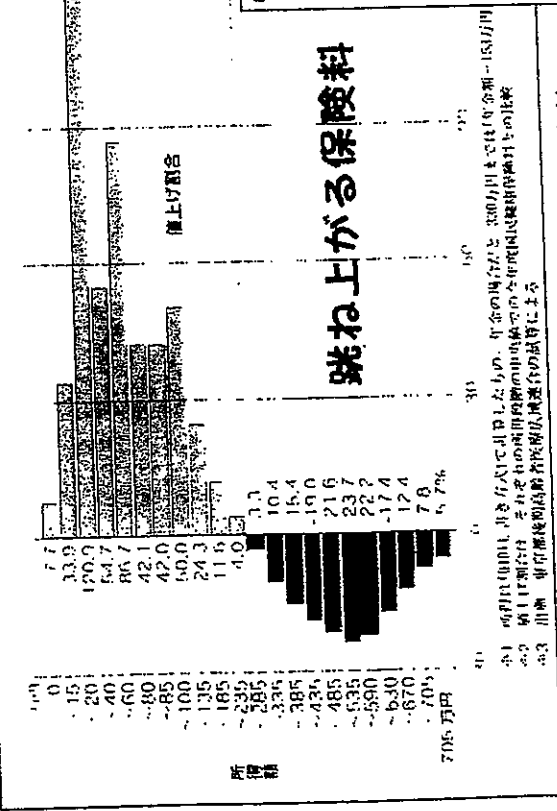
被用者保険の平均標準報酬月額と保険料率

	協会けんぽ	組合健保	共済組合		
			国家公務員	地方公務員	私学教職員
平均標準報酬月額(千円)	284.9	370.1	415.4	361.8	379.5
保険料率(%)	82.00	73.90	64.34	73.52	65.20

協会けんぽ、組合健保は2008年度(平均標準報酬月額は2007年度)、共済組合の私学は2007年度。それ以外は2006年度。



# 練馬区の場合



2倍に跳ね上がる人

練馬区高齢者医療保険料の状況(平成18年中所得)

所得階級	人数	総額	平均額
0	53,441人	0円	0円
15	300,000円	10,300円	34.3円
20	375,000円	12,750円	34.0円
40	68,850円	23,740円	34.5円
60	30,071人	10,221円	34.0円
80	30,071人	10,221円	34.0円
100	30,071人	10,221円	34.0円
243	30,071人	10,221円	34.0円
115	30,071人	10,221円	34.0円
185	30,071人	10,221円	34.0円
239	30,071人	10,221円	34.0円
285	30,071人	10,221円	34.0円
385	30,071人	10,221円	34.0円
435	30,071人	10,221円	34.0円
485	30,071人	10,221円	34.0円
535	30,071人	10,221円	34.0円
580	30,071人	10,221円	34.0円
630	30,071人	10,221円	34.0円
670	30,071人	10,221円	34.0円
705	30,071人	10,221円	34.0円
合計	32,209人	10,329円	32.1円

練馬区高齢者医療保険料の状況(平成18年中所得)

所得階級	人数	総額	平均額
0	53,441人	0円	0円
15	300,000円	10,300円	34.3円
20	375,000円	12,750円	34.0円
40	68,850円	23,740円	34.5円
60	30,071人	10,221円	34.0円
80	30,071人	10,221円	34.0円
100	30,071人	10,221円	34.0円
243	30,071人	10,221円	34.0円
115	30,071人	10,221円	34.0円
185	30,071人	10,221円	34.0円
239	30,071人	10,221円	34.0円
285	30,071人	10,221円	34.0円
385	30,071人	10,221円	34.0円
435	30,071人	10,221円	34.0円
485	30,071人	10,221円	34.0円
535	30,071人	10,221円	34.0円
580	30,071人	10,221円	34.0円
630	30,071人	10,221円	34.0円
670	30,071人	10,221円	34.0円
705	30,071人	10,221円	34.0円
合計	32,209人	10,329円	32.1円

池尻成二の区政データボックス 後期高齢者医療制度に関する資料  
<http://www.wikejiriseiji.net/>

# The Winner Takes It All

- ・ 被保険者 6万人 所得合計 1,061億円
- ・ 「勝ち組」 2,144人 所得 613億円  
3.6% 57%
- ・ 保険料 総額 60億円
- ・ 「勝ち組」所得割額の上限をなくすと 40億円
- ・ 上限ありの所得割額 10億円

30 億円以上の増収

第 8 章 法人課税の負担水準に関する国際比較について

井 立 雅 之

(神奈川県総務部税制企画担当課長)

1 法人所得課税の実効税率に関する議論

我が国の法人所得課税の実効税率が高く、国際競争に与えている影響を勘案して、引き下げるべきだとの意見が経済産業省<sup>1</sup>や日本経済団体連合会<sup>2</sup>など、主に企業側から出されている。こうした動きに対して、政府税制調査会は、正式には平成 19 年度の答申において、「課税ベースも合わせた実質的な企業の税負担の国際比較、さらに企業部門の活性化が雇用や個人の所得環境に及ぼす影響等についての調査・分析を深める。また、税だけでなく社会保険料を含む企業の種々の負担の国際比較を行う。」<sup>3</sup>としている。

税制調査会提出資料<sup>4</sup>によると、各国の実効税率は次のとおりとなっている。

(%)

国名 (都市)	実効税率			国名 (都市)	実効税率		
	法人税	事業税 住民税	計		法人税	事業税 住民税	計
日本 (東京)	27.89	12.80	40.69	フランス (パリ) ※	33.33		33.33
(標準税率)	27.98	11.56	39.54	カナダ (トロント)	22.12	14.00	36.12
アメリカ (ニューヨーク)	29.10	16.85	45.95	イタリア (ミラノ)	33.00	4.25	37.25
アメリカ (ロサンゼルス)	31.91	8.84	40.75	スウェーデン (ストックホルム)	28.00		28.00
イギリス (ロンドン)	30.00		30.00	中国 (上海)	33.00		33.00
ドイツ (デュッセルドルフ)	21.53	18.37	39.90				

※ フランスでは、別途法人利益社会税 (法人税額の 3.3%) が課され、これを含めた実効税率は 34.43%となる。

主要先進国の法人所得課税の実効税率は、日本が標準税率で 39.54%のところ、アメリカ (ロサンゼルス) 40.75%、ドイツ (デュッセルドルフ) 39.90%、フランス (パリ) 33.33%、イギリス (ロンドン) 30.00%、イタリア (ミラノ) 37.25%となっている。

これをもって、日本は、ドイツ・アメリカと並んで最高水準にあり、イギリス、フランス、イタリアよりも高くなっているとの指摘がされるとともに、国の法人税レベルで比較すると、日本はドイツを除き他の先進主要国と比べて低くなっており (法人税の表面税率 : 日本 30.00%、アメリカ 35.0%、ドイツ 25.0%、フランス 33.33%、イギリス 30.00%、イタリア 33.00%)、地方税の負担が我が国の実効税率を高くしており、地方の法人課税について、撤廃を含めて抜本的に見直すべきとの意見も出されている。<sup>1</sup>

このような、法人の実効税率のみで法人の税負担について国際比較を行い、税率を引き下げるべきか否かの議論を行うことには当然批判があり、例えば、法人所得課税の負担額

<sup>1</sup> 「持続可能な経済社会システムに向けて」 (平成 18 年 6 月産業構造審議会基本政策部会第 1 期報告書p55)

<sup>2</sup> 平成 19 年度の税制改正に関する提言 (平成 18 年 9 月 19 日日本経済団体連合会)

<sup>3</sup> 「平成 19 年度の税制改正に関する答申」 (平成 18 年 12 月 1 日税制調査会p2)

<sup>4</sup> 「資料 (法人課税関係)」 (平 18. 6. 2 総 46-1 基礎小 55-1p10)

(出所) 神奈川県地方税制等研究会ワーキンググループ報告書・

2007 年 6 月「地方財源の充実と地方法人課税 第 8 章法人課税の負担水準に関する国際比較について」  
神奈川県総務部税制企画担当課長 井立 雅之氏

# 注19

別表6

## 主要国における法人所得課税の負担額・水準の推移

(参考)

(法人所得課税に係る税収)

区分	1980		1985		1990		1995		2000		2004		租税負担全体の指数 <sup>c</sup>		実効税率	
	指数		指数		指数		指数		指数		指数		1980	現行	差	
日本(10億円)	13,620	1.0	18,822	1.38	29,289	2.15	21,210	1.56	18,720	1.37	18,651	1.37	49.47	39.54	△9.93	
アメリカ(100万ドル)	78,624	1.0	80,588	1.02	140,606	1.79	210,976	2.68	254,984	3.24	258,879	3.29	51.18	40.75	△10.43	
イギリス(100万ポンド)	6,783	1.0	16,854	2.48	20,070	2.96	20,174	2.97	34,662	5.11	33,979	5.01	52.00	30.00	△22.00	
ドイツ(100万ユーロ)	15,686	1.0	21,741	1.39	21,961	1.40	19,171	1.22	37,076	2.36	34,642	2.21	56.52	39.90	△16.62	
フランス(100万ユーロ)	9,158	1.0	14,180	1.55	23,117	2.52	25,131	2.74	44,429	4.85	45,758	5.00	50.00	33.33	△16.67	

(GDP)

区分	1980		1985		1990		1995		2000		2004		GDPの伸びに対する税収の伸び	
	指数		指数		指数		指数		指数		指数		a/b	c/b
日本(10億円)	246,266	1.0	327,433	1.33	449,997	1.83	495,736	2.01	502,783	2.04	496,229	2.02	0.68	1.04
アメリカ(10億ドル)	2,769	1.0	4,188	1.51	5,757	2.08	7,342	2.65	9,765	3.53	11,679	4.22	0.78	0.97
イギリス(10億ポンド)	231	1.0	355	1.54	557	2.41	718	3.11	954	4.13	1,165	5.04	0.99	1.03
ドイツ(10億ユーロ)	767	1.0	955	1.25	1,275	1.66	1,848	2.41	2,063	2.69	2,216	2.89	0.76	0.93
フランス(10億ユーロ)	444	1.0	752	1.69	1,029	2.32	1,195	2.69	1,441	3.25	1,659	3.74	1.34	1.08

備考 1 「REVENUE STATISTICS 1965-2005(OECD2006)」から数値を参照した。

2 指数は、1980年の数値を1として、各年の数値を指数化した。

3 租税負担全体には、社会保障の負担も含まれる。

(出所) 神奈川県地方税制等研究会ワーキンググループ報告書・

2007年6月「地方財源の充実と地方法人課税 第8章法人課税の負担水準に関する国際比較について」

神奈川県総務部税制企画担当課長 井立 雅之氏

# Q10 税率を元に戻すことについて、もう少し説明して下さい?

**A** 税率を元に戻せば、国税において法人税で4兆円、所得税で1兆円、地方税ではそれに連動して0.6兆円、合計約6兆円の財源が生まれます。

●法人税の場合

法人税の税率は、国際競争力の強化を理由に、消費税を導入した1989年から以下のように引き下げられ、基本税率は、消費税導入前の1989年には42%だったものが、1999年以降は30%にまで12%もの引き下げが行われています。

国税庁統計年報書によれば、2005年度の資本金1億円以上の利益計上法人の所得金額は29兆6561億円であり、税率を消費税導入前に戻した場合には、3兆5587億円の財源が生み出されることとなります。さらにそれに連動した措置もあわせれば、4兆4142億円の増収となります。

法人税額の増額は、法人税額を課税標準としている法人住民税にも影響を与えます。仮に右記のように法人税が4兆4142億円の増収となれば、課税標準額が増え、税収は税率の14.7%（都道府県及び市町村を合算した標準税率）を乗じた6489億円の増収となります。

●所得税の場合

所得税については、消費税導入前の1989年所得分に対する最高税率が、50%（所得金額2000万円以上）から1999年に37%（所得金額1800万円超）に引き下げられました。

■所得税率の推移

所得区分・（ ）内は1999年のもの	1988年	1989年	1995年	1999年	2007年
1 (330万円以下)	10%	10%	10%	10%	5%
2 (900万円以下)	20%	20%	20%	20%	10%
3 (1800万円以下)	30%	30%	30%	30%	20%
4 (1800万円超)	40%	40%	40%	37%	23%
5	50%	50%	50%		33%
6	60%				40%
		所得区分の見直し			税源移譲

■法人税率の推移

	1989年	1990年	1998年	1999年
資本金1億円以下で年所得800万円以下	29%	28%	25%	22%
資本金1億円超及び資本金1億円以下で年所得800万円超	40%	37.5%	34.5%	30%

■資本金1億円以上の法人税率の見直しによる増収額(2005年度ベース)

(1) 1億円以上の利益計上法人の所得金額 29兆6561億円×12%=3兆5587億円
(2) 各種引当金等特別措置の廃止による増収部分 7兆1292億円×12%=8555億円
法人税率是正による増収額 4兆4142億円

国税庁統計年報書による2005年度分の所得階級が2000万円超の課税所得及び人数をもとに、2005年の税率による税額と1988年分の所得に対する税率による税額を比較すると1兆2152億円の税源が生み出されます。

累進課税のいいところは、少数の人たちの負担で、多くの税収を得ることができることです。下の表のとおり、2000万円以上の所得を持つ人は、全国で277073人に過ぎず、その税率を元に戻すだけで12兆円もの財源が生まれます。これは、消費税の0.5%分にもあたります。法人税率や所得税率を消費税導入前の税率に戻すことによる地方税への影響額を合せると約62兆円の財源が生まれます。

■税率引下げによる所得税減税と是正後の増収額推計

所得階級	2005年分 課税所得(億円)	人数 (人)	平均所得 (千円)	1988年税率に よる税額(億円)	2005年税率に よる税額(億円)	増収額 (億円)
2000万円超	30676	138739	平均 22110	9926	7895	2031
3000万円超	30217	84722	〃 35666	11804	9070	2734
5000万円超	62640	53612	〃 116839	29228	21841	7387
合計	123533	277073	〃 44585	50958	38806	12152



## 大企業・大資産家の保有する株式の配当や譲渡益への税制がかなり優遇されていると聞きますが？



株の配当だけで、大きな利益が得られるよう、大資産家のために税金をまけてあげる仕組みです。総合課税にすれば、1兆円の財源が生まれます。

①株式の配当への所得税は、かつては他の所得と合算して課税する総合課税でしたが、現在は「金融資産課税の一元化」という財界の要求をうけて、分離課税が可能となり、おまけに臨時措置で10%の低い税率で課税されています。

これによって、申告所得で100億円を超えた、たった10人の大金持ちに合計183億円も減税しています。(試算は、10/27しんぶん赤旗による。)多くの勤労者の所得には、総合課税で国税・地方税あわせて、15%以上もの税金がかかっているのと比べると、勤労所得軽減原則に反する優遇税制です。

これらの株式配当を全て総合課税にすれば、1兆円以上(不公平税制ただし会試算)の税金が増えます。フラット化した所得税・住民税の最高税率(現在50%)をかつてのように見直し(段階税率の強化)すれば、さらに増えます。

しかし、麻生首相は、総裁選で、「300万円までの投資による配当金を非課税」にすると、さらに軽減することを公約しています。

②また、株式市場などの売買の儲け(譲渡益)への税率も同様に分離課税で、2002年までは26%でしたが、株価対策という口実で軽減されました。特例措置として10%となり、2011年末まで2年延長されました。あまりにも「金持ち優遇」との批判が強まっています。



## 注20

「国税庁統計年報書」07年度版及び05年度版より、資本金1億円以上の利益計上法人の所得金額。

→07年度で見ると、法人税を40%から42%に戻した場合の財源だけで、4兆8165億円。

	07年度 (H19) (百万円)	05年度 (H17) (百万円)
1億円以上	5,631,190	4,594,893
5億円以上	979,980	1,192,105
10億円以上	4,890,477	4,295,055
50億円以上	2,319,872	2,061,268
100億円以上	19,259,461	15,892,394
連結法人	7,056,602	1,620,362
1億円以上の合計	40,137,582	29,656,077
法人税率を30%でなく42%にした場合に生まれる財源	4,816,510	3,558,729

2007年度版 (H19) 国税庁統計年報書より

### 4 法人税

#### (2) 利益及び欠損の状況 Statistics of profit and loss

区分 Type	法人数 Number of corporations	利益計上法人 Corporations in profit			欠損法人 Corporations in deficit			欠損法人の割合 Ratio of corporations in deficit
		法人数 Number of corporations	所得金額 Amount of income	1法人当たり所得金額 Amount of income per corporation	法人数 Number of corporations	欠損金額 Amount of loss	1法人当たり欠損金額 Amount of loss per corporation	
	①	②	③	③/②	④	⑤	⑤/④	④/①
	社 Number	社 Number	百万円 Million yen	百万円 Million yen	社 Number	百万円 Million yen	百万円 Million yen	%
平成14年分 2002	2,550,087	792,626	32,834,857	41.4	1,757,461	24,661,942	14.0	68.9
15 2003	2,550,566	813,184	32,782,083	40.3	1,737,382	29,549,726	17.0	68.1
16 2004	2,568,653	846,630	38,949,799	46.0	1,722,023	20,878,047	12.1	67.0
17 2005	2,580,511	849,530	42,479,335	50.0	1,730,981	19,402,820	11.2	67.1
18 2006	2,586,368	867,347	51,662,342	59.6	1,719,021	17,813,858	10.4	66.5
平成19年度 2007	2,588,084	852,627	55,182,928	64.7	1,735,457	15,023,280	8.7	67.1
<資本金階級別> By capital range								
100万円未満 Less than 1 million yen	37,699	10,306	54,500	5.3	27,393	71,542	2.6	72.7
100万円以上 More than 1 million yen	19,946	6,092	34,431	5.7	13,854	41,271	3.0	69.5
200万円 #	1,088,733	289,121	1,277,832	4.4	799,612	1,542,094	1.9	73.4
500万円 #	306,009	90,504	549,165	6.1	215,505	477,655	2.2	70.4
1,000万円 #	825,043	297,619	4,580,156	15.4	527,424	3,470,059	6.6	63.9
2,000万円 #	213,297	106,009	4,117,888	38.8	107,288	2,070,637	19.3	50.3
5,000万円 #	59,274	31,457	4,431,456	140.9	27,817	1,650,408	59.3	46.9
1億円 #	27,972	15,245	5,631,109	369.4	12,727	1,372,640	107.9	45.5
5億円 #	2,718	1,701	979,980	576.1	1,017	210,470	207.0	37.4
10億円 # More than 1 billion yen	4,463	2,784	4,890,477	1,756.6	1,679	798,566	475.6	37.6
50億円 #	926	591	2,319,872	3,925.3	335	603,148	1,800.4	36.2
100億円 #	1,319	890	19,259,461	21,639.8	429	2,208,146	5,147.2	32.5
連結法人 consolidated corporation	685	308	7,056,602	22,911.0	377	506,644	1,343.9	55.0
合計 Total	2,588,084	852,627	55,182,928	64.7	1,735,457	15,023,280	8.7	67.1

# 注 2 1

## 2 給与階級別分布

1年を通じて勤務した給与所得者 4,485万人について、給与階級別分布をみると、300万円超400万円以下の者が756万人（構成比16.9%）で最も多く、次いで200万円超300万円以下の者が718万人（同16.0%）となっている。

男性では年間給与額300万円超400万円以下の者が485万人（同17.7%）と最も多く、次いで400万円超500万円以下の者の472万人（同17.2%）となっている。

女性では100万円超200万円以下の者が472万人（同27.1%）と最も多く、次いで200万円超300万円以下の者の389万人（同22.4%）となっている（第14表参照）。

（第14表）給与階級別給与所得者数・構成比

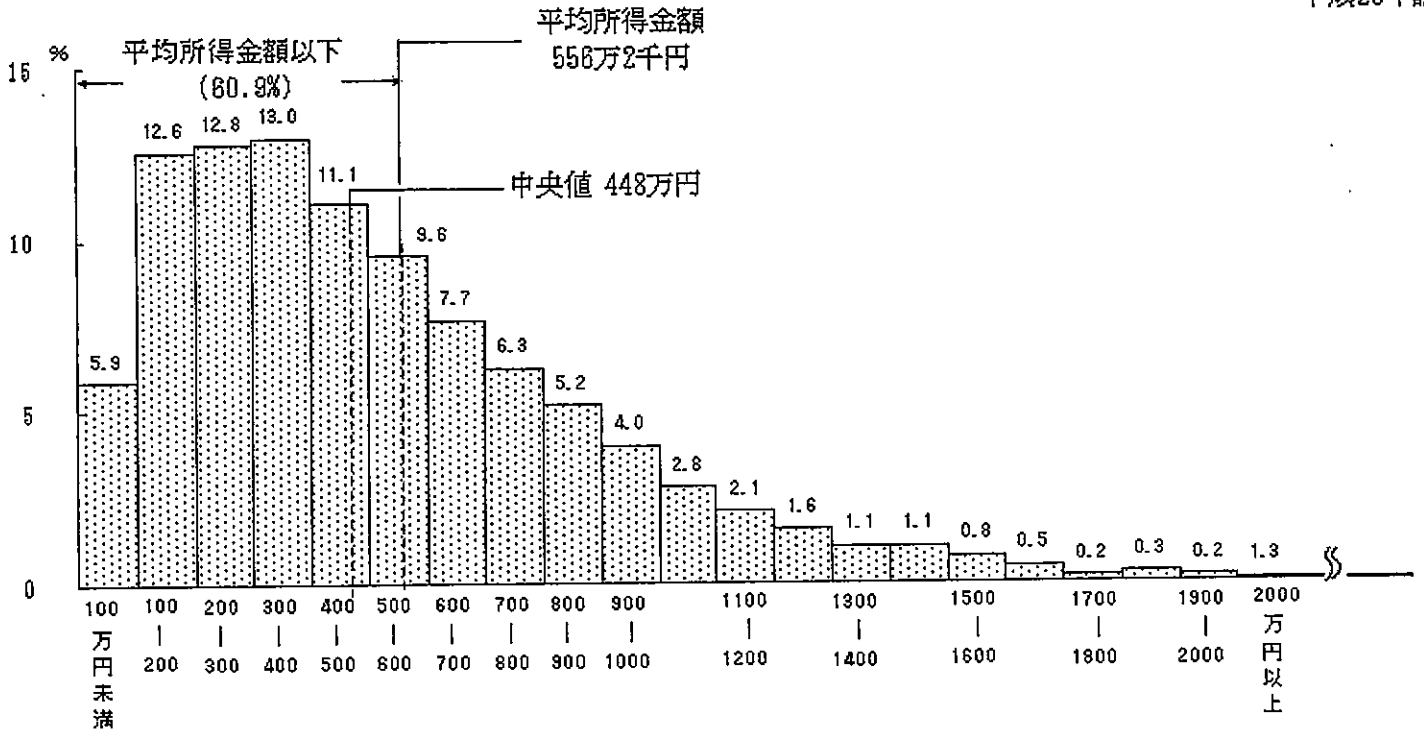
区 分		平成14年分		平成15年分		平成16年分		平成17年分		平成18年分	
		千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
男	100万円以下	530	1.9	606	2.2	632	2.3	681	2.5	728	2.7
	100万円超 200万円以下	1,396	5.0	1,522	5.4	1,768	6.4	1,764	6.4	1,902	6.9
	200万円超 300万円以下	3,075	10.9	3,121	11.1	3,118	11.3	3,195	11.5	3,287	12.0
	300万円超 400万円以下	5,113	18.2	5,096	18.2	4,826	17.5	4,940	17.8	4,846	17.7
	400万円超 500万円以下	5,006	17.8	4,995	17.8	4,950	18.0	4,894	17.6	4,721	17.2
	500万円超 600万円以下	3,958	14.1	3,863	13.8	3,728	13.5	3,752	13.5	3,551	12.9
	600万円超 700万円以下	2,721	9.7	2,640	9.4	2,536	9.2	2,535	9.1	2,492	9.1
	700万円超 800万円以下	2,023	7.2	1,994	7.1	1,881	6.8	1,878	6.8	1,815	6.6
	800万円超 900万円以下	1,333	4.7	1,302	4.6	1,257	4.6	1,253	4.5	1,227	4.5
	900万円超 1,000万円以下	920	3.3	836	3.0	816	3.0	850	3.1	806	2.9
	1,000万円超 1,500万円以下	1,554	5.5	1,589	5.7	1,520	5.5	1,499	5.4	1,545	5.6
	1,500万円超 2,000万円以下	326	1.2	307	1.1	312	1.1	309	1.1	329	1.2
	2,000万円超	160	0.6	163	0.6	179	0.7	188	0.7	203	0.7
	計		28,114	100.0	28,033	100.0	27,522	100.0	27,739	100.0	27,452
女	100万円以下	2,593	15.6	2,692	16.2	2,785	16.4	2,874	16.7	2,876	16.5
	100万円超 200万円以下	4,011	24.1	4,201	25.3	4,447	26.1	4,493	26.1	4,721	27.1
	200万円超 300万円以下	3,988	24.0	3,926	23.6	3,913	23.0	3,909	22.7	3,893	22.4
	300万円超 400万円以下	2,883	17.4	2,735	16.4	2,743	16.1	2,774	16.1	2,716	15.6
	400万円超 500万円以下	1,489	9.0	1,475	8.9	1,469	8.6	1,495	8.7	1,529	8.8
	500万円超 600万円以下	766	4.6	728	4.4	751	4.4	767	4.5	762	4.4
	600万円超 700万円以下	369	2.2	322	1.9	327	1.9	340	2.0	367	2.1
	700万円超 800万円以下	203	1.2	215	1.3	218	1.3	207	1.2	187	1.1
	800万円超 900万円以下	106	0.6	115	0.7	125	0.7	111	0.6	102	0.6
	900万円超 1,000万円以下	74	0.4	67	0.4	63	0.4	75	0.4	75	0.4
	1,000万円超 1,500万円以下	101	0.6	114	0.7	126	0.7	104	0.6	109	0.6
	1,500万円超 2,000万円以下	15	0.1	24	0.1	25	0.1	26	0.2	35	0.2
	2,000万円超	12	0.1	14	0.1	16	0.1	22	0.1	20	0.1
	計		16,610	100.0	16,628	100.0	17,008	100.0	17,196	100.0	17,393
計	100万円以下	3,123	7.0	3,298	7.4	3,417	7.7	3,555	7.9	3,605	8.0
	100万円超 200万円以下	5,407	12.1	5,723	12.8	6,215	14.0	6,257	13.9	6,623	14.8
	200万円超 300万円以下	7,063	15.8	7,047	15.8	7,031	15.8	7,104	15.8	7,180	16.0
	300万円超 400万円以下	7,996	17.9	7,830	17.5	7,569	17.0	7,715	17.2	7,562	16.9
	400万円超 500万円以下	6,495	14.5	6,470	14.5	6,418	14.4	6,389	14.2	6,250	13.9
	500万円超 600万円以下	4,724	10.6	4,591	10.3	4,479	10.1	4,520	10.1	4,313	9.6
	600万円超 700万円以下	3,090	6.9	2,963	6.6	2,863	6.4	2,875	6.4	2,859	6.4
	700万円超 800万円以下	2,226	5.0	2,209	4.9	2,099	4.7	2,085	4.6	2,002	4.5
	800万円超 900万円以下	1,438	3.2	1,417	3.2	1,382	3.1	1,365	3.0	1,329	3.0
	900万円超 1,000万円以下	994	2.2	904	2.0	879	2.0	924	2.1	881	2.0
	1,000万円超 1,500万円以下	1,656	3.7	1,703	3.8	1,646	3.7	1,602	3.6	1,655	3.7
	1,500万円超 2,000万円以下	342	0.8	331	0.7	337	0.8	335	0.7	364	0.8
	2,000万円超	172	0.4	177	0.4	196	0.4	210	0.5	223	0.5
	合 計		44,724	100.0	44,661	100.0	44,530	100.0	44,936	100.0	44,845

（国税庁「民間給与実態統計調査」2006年分の「給与階級別分布」）

注 2 2

所得金額階級別世帯数の相対度分布

平成20年調査



(厚労省「平成 20 年国民生活基礎調査の概況」)

表 1 所得税の税率構造の推移

年	所得税率の刻み (%)	住民税の最高税率 (%)	住民税と合わせた最高税率 (%)	所得税率の刻み数	住民税の刻み数
1974	10、12、14、16、18、21、24、27、30、34、38、42、46、50、55、60、65、70、75	18	93	19	13
1984	10.5、12、14、17、21、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70	18	88	15	14
1987	10.5、12、16、20、25、30、35、40、45、50、55、60	18	78	12	14
1988	10、20、30、40、50、60	16	76	6	7
1989	10、20、30、40、50	15	65	5	3
1999	10、20、30、37	13	50	4	3
2007	5、10、20、23、33、40	10	50	6	1

(「日本の法人実効税率のごまかし」 管隆徳税理士・月刊保団連 2009年5月号)

## 注 2 8

医療保険の窓口負担を 2 割にする 約 1 兆円

国民医療費統計によれば、健保本人 3 割導入直後の H16 年に増加した患者負担額（健保本人と被扶養者の入院分）は、3600 億円である。これをベースに推計すると、

H18 年までに国民医療費は 5% 増加しているの、健保本人の窓口負担 2 割に戻すには、約 3780 億円必要と考えられる（社保本人と家族の入院）。…①

国民医療費統計によると、歯科がほとんど外来診療と仮定すると外来医療費は全体の約 6 割に当る。また本人と被扶養者の医療費は、ほぼ同規模である。このことから、 $3600 \text{ 億円} \times 6 / 14 = 1540 \text{ 億円}$ を、本人の外来相当分＝家族の外来相当額と見なすことができる。①同様 H18 年の水準を推計すると、 $1540 \text{ 億円} \times 1.05$ として、被扶養者の 2 割負担への軽減のために、約 1600 億円が必要と考えられる（社保家族外来）…②

5 歳未満\*と高齢者をのぞく国民医療費は、国保が社保の 0.86 倍（H18 国民医療費）となっており、国保を 2 割負担に引き下げるには、約 4630 億円（ $(3780+1600) \text{ 億円} \times 0.86$ ）必要と考えられる。…③あくまでごく粗い推計になるが、①～③あわせて約 1 兆 10 億円。

※子どもの負担割合は 2 歳までが 2 割であるが、国民医療費統計では 0～4 歳の区分しかないため 5 歳未満を除いた

## 注 2 9

未就学児までの医療費無料化に必要な財源 (08 年ベース) 約 1500 億円

(08 年 4 月 24 日参院厚労委で水田保険局長の答弁)

5～14 歳の患者負担分歯科診療医療費 約 450 億円

H18 国民医療費より、5～9 歳の歯科診療費 941 億円、10～14 歳の歯科診療費 512 億円の合計に窓口負担 3 割を乗じ計算。

## 注 3 0

国庫負担を国保医療費の 45% に戻すのに必要な財源 約 8400 億円

現在国庫負担は、国保給付費の 43%

H18 国民医療費によれば、患者負担をのぞく国保医療費は 81069 億円→国庫負担 34860 億円 ①

H18 年度国保確定点数(診療費+薬剤給付)の合計×10 96120 億円の 45% 43250 億円 ②

②-①=8390 億円

※確定点数に食事療養、訪問看護等を含めていない

## 注 29 から 30

「給付金のバラまきでなく、医療・介護分野で実効力ある経済対策を要求する 景気悪化の下で国民の健康を守る緊急提言」(2009 年 1 月 14 日 医療団体連絡会議)